

令和2年度以降学部入学者用（留学生を除く）継続者用

令和8年度【第1学期分】 高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免について

日本学生支援機構給付奨学生は、授業料減免選考の対象者として取り扱われ、支援区分の判定に応じて、授業料が減免されます。授業料減免に係る継続の手続きは必要ありません。

※ただし、給付奨学生としての手続きは必ず行うようにしてください。（「在籍報告」等）

授業料減免の結果は下記のとおり通知を行いますのでご確認ください。

【注意事項】

- ・授業料減免の支援対象者は、減免の許可又は不許可の結果通知があるまでの間、授業料の納付が猶予されます。
従って、その間は授業料を納付しないでください。（申請後に納付した場合、授業料免除の申請が無効となります。）
- ・現在、給付奨学生の支援区分が「支援対象外」の方は、減免対象とならないため、5月下旬に授業料の納付が必要になります。
授業料の納付については、5月頃にKULASで掲示予定です。
- ・令和8年度第1学期の全期間を休学される方は、減免対象とはならないため通知されません。

減免決定の時期及び通知方法

1. 決定時期：7月下旬（予定）
2. 通知方法

減免の可否（全額免除・2/3免除・1/3免除・不許可）は、教務情報システム（KULAS）のお知らせ一覧から通知します。

減免の可否が全額免除以外の方の授業料の納入方法

減免の可否が全額免除以外の方は、結果通知の日から起算して21日以内に所定の額を納入しなければなりません。
納入方法を確認のうえ、減免されなかった授業料をすみやかに納付してください。

口座引き落としの登録をされている方は、所定の額を口座へ入金しておいてください。（原則26日が引落し日、土・日・祝祭日の場合は翌営業日）

入学料納付に関する窓口：経理課出納係 TEL 088-844-8125

許可の取り消し

授業料の減免を許可された後でも、申請書類の記載事項に虚偽の事項が判明した場合は許可が取り消しとなり、減免分の全額を直ちに納付しなければなりません。

認定事由の変更について

令和7年度より、高等教育の修学支援新制度の支援対象が拡充されたことで、授業料等減免の認定事由が「授業料等負担が困難」と「多子世帯」の2通りとなりました。

認定事由に変更があった方には教務情報システム（KULAS）から認定事由の変更手続きについての通知を行いますので、確認のうえ、変更手続きをしてください。

※認定事由の変更手続きは forms での回答にて完了します。

※認定事由に変更のない方には通知されません。

【多子世帯について】

令和 7 年度より、高等教育の修学支援新制度の支援対象が拡充しました。多子世帯（扶養する子どもの人数が 3 人以上である世帯）は、授業料等が全額免除となります。給付奨学生が多子世帯に該当するかどうかは日本学生支援機構が確認を行います。

各キャンパス担当窓口（問い合わせ先） ※受付時間：8:30～17:15（土日祝除く）

◆朝倉キャンパス 学生支援課 経済支援係（授業料減免担当）

TEL 088-844-8146 FAX 088-840-4134

◆岡豊キャンパス 学生課 学生支援係（授業料減免担当）

TEL 088-880-2268 FAX 088-880-2264

◆物部キャンパス 物部総務課 学務室 学生支援係（授業料減免担当）

TEL 088-864-5217 FAX 088-864-5200